

市の町家 賃貸住宅 再生プラン

老朽化が進む町家を、賃貸住宅として再生する取り組みが京都市内で始まっている。改修費用を補助する京都市の制度が昨年創設され、このほど申請第1号の長屋建ての町家の一部で改修を終えた。京都らしい街の景観を守りながら、町家に住みたい人の希望にもこたえる制度だが、補助の要件が厳しいなど課題も浮かんできた。

(社会報道部 勝聰子)

京都御苑に近い上京区の路地に連なる長屋の町家。

焦げ茶色に塗られた柱と真新しい白壁が落ち着いた風情を漂わせる。「改修したくてもどう触つていいか分からなかつた。しっかりと改修することにした。

厳しい補助要件課題

直してもらい、驚いた」。

家主の高橋英司さん(三六)は笑顔で建物を見上げた。この制度は京都市の町家

による耐震性と防火対策の築コンサルタント会社も加

向上や高齢者対策が求めら
れ。高橋さんの町家改修特殊な燃えにくい建材を使

には耐震構造の専門家や建
た賃貸慣習を見直すように

もなつた。高橋さんは「専

門家や行政のバックアップ

があり、家主も借り主さん

第1号完成

耐震、防火、高齢者対策、5戸以上対象:

制度利用の先べんに

再生プランの一環。一九五〇年までに建てられた町家

を賃貸住宅として改修する際、費用を上限三分の二で補助する。市住宅政策課は「京都らしい都市居住空間再生の動きを民間から起こしたい」と期待を込める。

高橋さんの長屋建ての町家は昭和初期の建築。「壊

れたら直す」の積み重ねで抜本的な改修には手が付けられなかつたが、この制度をきっかけに、賃貸用に使つていた九戸建ての五戸部

も安心できる仕組みが整つた」という。

一方、これらの要件が制度の広がりを妨げている面もある。まちづくり施策として一定のまとまりを想定しているため、対象は五戸以上という条件がつく。税金を投入するため公平性を確保する必要があり、入居者は公募で決めなければならぬ。すでに賃貸住宅として活用している場合、住人には転居してもらう必要に

も迫られる。現実に、高橋さんが続く制度利用者はま

だ現れていない。市住宅政策課は「補助件数にこだわらずモデルになるような事業を進めたい。

町家を借りたいという人々があつて改修できる専門家もいて、行政の制度もある。内に町家は約二万八千戸だ

った。建築時期を聞いた設問では、回答した四千四百八十二件の約80%が一九四五年以前と答え、老朽化の実態が浮かぶ。家主にどうして改修を魅力的で現実味のある選択肢にできるか。

から
現場
2005



改修工事第1号となった長屋建て町家
(京都市上京区)

つた。